

「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正に対する意見の募集について

平成28年3月9日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法（昭和39年法律第170号）においては、公共の安全及び電気の安定供給の観点から、電気工作物の設計、工事及び維持に関して遵守すべき技術基準を定めるため、「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）」を定めており、当該省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものと、「電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号。以下「解釈」という。）」を定めています。

今般、解釈について、別紙の「電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程 新旧対照表（案）」のとおり改正することを検討しているため、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程 新旧対照表（案）」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成28年3月9日（水） ～ 平成28年4月7日（木） 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課 パブリックコメント担当 宛

（2）FAX

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のFAX番

号宛てにお送り下さい。

FAX番号：03-3580-8486

(3) 電子メール(意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：denanka-pabukome@meti.go.jp

(電子メールの件名を「電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程に対する意見」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、御了承願います。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

